

第3回佐久平ハーフマラソン出店要項（素案）

第3回佐久平ハーフマラソン会場設営関連業務仕様書
添付資料

第3回佐久平ハーフマラソン出店要項（素案）

1 大会概要について

- (1) 開催日時：令和7年10月19日（日）8：00～12：30
 (2) 会場：市民交流ひろば（長野県佐久市佐久平駅南4-3）ほか
 (3) テーマ：「走っても楽しい！走った後も楽しい！」
 (4) 主催：佐久市、佐久市教育委員会
 主管：佐久平ハーフマラソン実行委員会
 (5) 種目等：

種目	ハーフマラソンの部	5 kmの部	1マイルの部
参加資格	高校生以上	中学生以上	①小学生 ②中学生 ③ファミリー (大会当日18歳以上の保護者と年中以上の園児もしくは小学生のペア※親子以外も可)
スタート時間	午前9時00分	午前9時20分	午前9時10分
部門	高校生～29歳以下 30歳～39歳以下 40歳～49歳以下 50歳～59歳以下 60歳～69歳以下 70歳以上	中学生 高校生～29歳以下 30歳～39歳以下 40歳～49歳以下 50歳～59歳以下 60歳～69歳以下 70歳以上	小学生1～3年 小学生4～6年 中学生 ファミリー
定員	2,800名	700名	500名 ※ファミリー部門は2名分として取り扱います。

※大会のコースの詳細や競技規則等については、佐久平ハーフマラソンホームページ (<https://sakudaira-marathon.com/>) をご参照ください。

2 出店募集について

当イベントでは大会趣旨を理解し、参加ランナー、応援に来られた方、また、来場された方に対して「佐久市ならではのおもてなし」を提供していただける出店者を公募します（選考有り）。

下記内容をご確認の上、期日までに専用申込 WEB フォームよりお申し込みください。

(1) 出店内容

飲食、物販、ボディケア関連サービス等、当イベントの趣旨を共有しうる内容のものが望ましいです。

特に、ご当地グルメやランナーに喜ばれる商品・サービス等の出店については、優先して審査をいたします。

産業は限定しませんが、射幸心をあおるもの（くじ引き、射的、輪投げ等）の出店は禁止とします。

(2) 出店場所

市民交流ひろばの一部

区画数は、概ね 25 区画（うちキッチンカー15 区画）程度を予定しています。

ただし、出店応募数や出店形態による会場レイアウト等の都合により、主催者の判断で予定区画数を変更する場合があります。

(3) 出店区画

原則、一区画 2m×2m とし、キッチンカーについては、一区画 2.5m×5m とします。

なお、一区画につき 1 屋号出店とし、複数屋号で区画をシェアすることは禁止します。

また、テント・机等の必要な備品は、全て出店者でご準備ください。

会場内には電源がない（または使用不可の）ため、必要に応じて発電機等をご用意ください。

(4) 出店資格

佐久市観光協会、佐久商工会議所、臼田町商工会、浅科商工会、佐久市望月商工会、佐久市内商店会、佐久市内料飲組合、佐久物産振興会の何れかに加入

がある者、または大会長が別に認める者としてします。

(5) 出店費用

出店費用は、無料です。

ただし、佐久市内に事業所がない事業者は、3,000円をお支払いいただきます。(※別途、担当者より振込先などお手続き方法をご連絡させていただきます。なお、大変恐縮ですが、振込手数料をご負担いただきますようお願いいたします。)

(6) 出店時間

原則、令和7年10月19日(日) 午前8時から午後2時30分までとします。

開店及び閉店に係る準備・作業時間も含めます。(午後2時30分撤収)

(7) 申込方法

ア 専用申込WEBフォームに必要事項を入力してお申し込みください。
電話、口頭及びメールでのお申込みは受け付けません。

<https://>

※専用申込WEBフォームからの申込みがどうしても不可能な場合、郵送または窓口でのお申込みを受け付けます。

宛先：(委託事業者 送付先)

イ 申込期限：※8月上旬を予定【厳守】

※郵送の場合は必着となります。

(8) 選考について

応募締切後、実行委員会事務局において下記基準に基づき審査します。

ア 選考基準 ①当イベントの趣旨に合っているか

②競合の度合い

③出店意欲の高さ

④その他

イ 選考結果の通知

9月から順次、結果についてお知らせします。

結果通知への返信をもって受付完了とする予定です。

(9) 出店区画（場所）の決定について

イベント会場内における出店区画（場所）は、実行委員会事務局において決定し、お知らせします。

なお、出店者同士での出店区画の交換は禁止とします。

(10) 変更・取消について

主催者により出店内容が本催事の趣旨に沿わないと判断された場合、出店決定後であっても出店を取り止めていただくことがあります。

また、【9月中旬を予定】以降、出店者による「出店取下申請」はできません。

(11) 権利譲渡について

出店者の権利譲渡は、禁止します。出店資格を有する者（店舗）から名義を借り、別の者（店舗）が出店することはできません。

(12) 注意事項

ア 飲食及び食品の販売に関する許可申請について

食品を販売する場合は、保健福祉事務所が定める「祭礼催事における食品営業について」の内容を遵守するとともに、保健所長の発行する「食品営業許可証（食品営業許可指令書）」により許可された品目以外の販売は認めません。

◆佐久保健福祉事務所 健康福祉部 食品・生活衛生課

連絡先：0267-63-3111

なお、食品・酒類の販売等にかかる保健所・税務署等の許可申請は出店者自らの責任において行うものとし、これに反して出店の取消しがあった場合についても主催者は一切の責任を負いません。

また、イベント5日前までに「食品営業許可証（食品営業許可指令書）」の写しを実行委員会事務局に必ず提出してください。

イ 食品衛生遵守について

保健福祉事務所による立ち入り、立ち会い検査が行われることがありますので、ご協力ください。

また、食品の製造販売に関わるトラブル、出店者間及び出店エリアにおける対人・対物のトラブル、食中毒などの食品衛生管理について発生す

る損害などについては、当該出店者の責任とし、主催者は一切の責任を負いません。

ウ 火気の手扱いについて

火気使用店舗（発電機の利用を含む。）は、必ず消火器を用意してください。

エ ゴミの処分について

出店に伴い発生したゴミ（販売したものも含む。）は、必ず出店者の責任において各自持ち帰り処分して下さい。主催者によるゴミの回収は行いません。

また、出店区画前には販売物の内容に関わらずゴミ箱を設置することとし、設置が確認できない出店者については出店許可を取り消します。

（注）他店のゴミが捨てられないよう、各出店者の責任において、お断りの貼紙等を掲示するなどご対応ください。また、自店で設置したゴミ箱については、定期的に袋を交換するなど、清潔な状態が保たれるようご協力ください。

オ 環境への配慮について

環境へ配慮したイベントとするため、食べ物の容器等はできる限り環境負荷の低いもの（エコマーク、グリーンマーク等）を優先して使用し、プラスチックごみ削減に努めてください。

カ 開催の中止に係る損害責任について

天候や大規模感染症等の影響により当イベントが中止となった場合、中止に伴う損害の責任は主催者では負いません。

キ 肖像権について

当イベントにおける肖像権は、全て主催者にあるものとします。今後の観光PRやイベントの宣伝等に利用させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

ク その他

本規定に定めなき事項が発生した場合は、主催者が対応決定できるも

のとし、出店者に速やかにこれを通知し、出店者はその指示対策に従うものとし、

また、主催者の再三の注意にも関わらず、出店規定を遵守できない場合は、次年度以降の出店を一切認めません。

【お問い合わせ先：委託事業者名】

TEL：委託事業者 電話番号

メール：委託事業者 メールアドレス